

公正証書遺言がある場合の
相続（遺贈）登記の申請に必要な書類

〒602-0855
京都市上京区河原町通荒神口下る
上生洲町 226 番地 10
司法書士桑室矩忍事務所
TEL 075 (223) 2241
FAX 075 (223) 2259

遺言書の文言が「相続人に相続させる」の場合

《市役所区役所で取得する書類》

1. お亡くなりになられた方の戸籍謄本
2. お亡くなりになられた方の住民票除票（省略なし）または 戸籍の（除）附票
3. 財産をもらう方の戸籍謄本（現在のものだけで可）
4. 財産をもらう方の住民票（省略なし）または 戸籍の附票
5. お亡くなりになられた方の住所が変遷している場合（登記簿上の住所と現在の住民票の住所が違う時など）はそれを証明する書類（戸籍の附票など）

《法務局で取得する書類》

6. 不動産登記事項証明書（不動産登記簿謄本）

《その他》

7. 対象不動産の固定資産税の納付書
8. 物件の権利証 又は 登記識別情報
(登記漏れを防ぐため、できればご持参下さい。)
7. 公的身分証明書（運転免許証、健康保険証 等）
(※有効期間をお確かめ下さい)
8. 遺言書

上記1から5の書類につきましては、お亡くなりになられた方の最後の本籍地及び生年月日をお知らせ頂きましたら、当方で取得可能です。

なお、お越しになる際には財産をもらう方のお認印をお持ち下さい。

遺言書の文言が「相続人以外の者に相続させる」の場合で、遺言執行者の指定がない場合

上記の他に、相続人全員の実印と印鑑証明書が必要になります。